

～空き家情報登録制度のご案内～

妙高市では空き家を有効活用し、妙高市民と都市住民の交流拡大や移住定住促進による地域の活性化を図るとともに、地域の景観保全を推進するため、**空き家情報登録制度**を設けています。

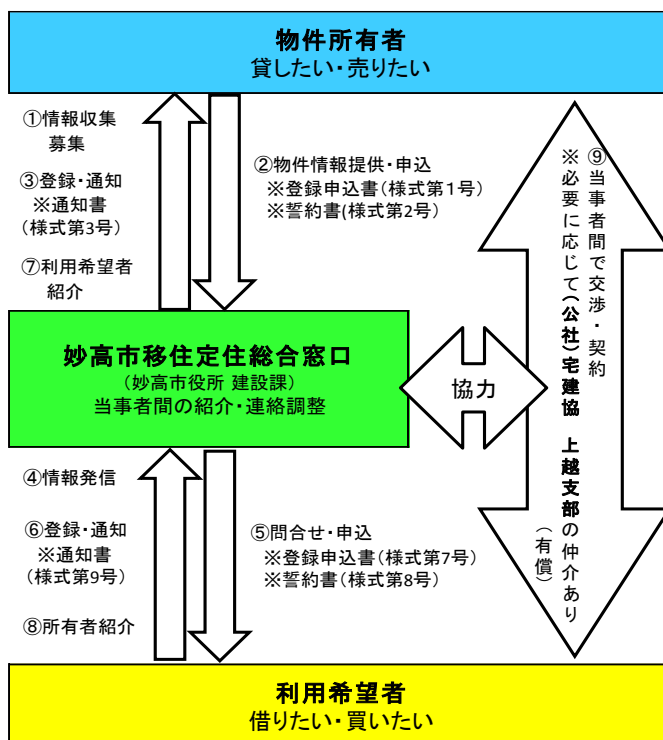
空き家情報登録制度とは…

空き家を貸したい・売りたいという所有者さんと、空き家を借りたい・買いたいという希望者の方の双方から制度に登録していただき、当窓口(市役所 建設課)が間に入って情報提供や連絡調整を行いながら、両者をつなぐという制度です。

対象は、個人所有の一戸建て住宅です。

◆手続きの流れ◆

1. 空き家情報登録申込書を提出いただくか情報提供をいただいたのち、市の担当者が空き家の状況を確認するため、現地調査に伺います。周辺の状況、空き家の状態、間取り、希望の価格・賃料などを確認し、写真撮影などを行います。所有者等の確認のため登記簿をご用意ください。
2. 空き家物件が適当な場合は、市の空き家情報に登録し、市ホームページや移住・定住者向けイベント等で情報提供を行います。
3. 登録後、空き家物件の利用希望者がある場合は、所有者の方に紹介します。利用希望者が現地見学を希望する場合は、必要に応じて市の担当者が連絡調整や現地への同行を行います。



※ただし、交渉、契約等は、当事者間で行っていただきます。

妙高市では、空き家情報の紹介や連絡調整は行いますが、「所有者」と「利用希望者」間で行う売買・賃貸に関する交渉、契約等に関する仲介行為は行いません。また、契約に関するトラブル等については、責任をもって当事者間で解決をお願いします。トラブル防止のため、(公社)新潟県宅地建物取引業協会 上越支部等に事前に相談・仲介を依頼してください。(仲介費用が別途必要となります。)

まずはご連絡ください。

妙高市内の空き家物件を売りたい、貸したいとお考えの方、そのような情報をお持ちの方、まずは下記までご連絡ください。



◆お問い合わせ・ご連絡先◆

〒944-8686 新潟妙高市栄町5番1号
妙高市 建設課 建築住宅係
TEL 0255-74-0025 FAX 0255-73-8206

妙高市HP内の「妙高市空き家情報」をご覧ください。
<http://www.city.myoko.niigata.jp/leliveinfo/927.html>

